

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（372））
2. 日時：平成29年9月25日 14時00分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

田尻安全審査官、津金安全審査官、正岡安全審査官、穂藤保安規定係長

（地震・津波研究部門）

福西技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力業務 副長

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部

設備計画グループ 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム 主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山の影響、竜巻）」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<竜巻>

- 退避時における車両管理について、後段規制において定めるとしている運用等を整理して提示すること。

<火山の影響>

- 原子炉建屋、タービン建屋の降下火砕物の堆積荷重に係る評価に関し、前回の審査会合における説明から、積載荷重を考慮することとし許容限界の設定方針を見直しているが、前回のヒアリングでも整理して提示するように指摘した変更の理由、根拠及び妥当性の記載が不足しているため、再度整理して提示すること。
- タービン建屋の主トラス部の許容限界について、評価結果が終局耐力を超過しても崩壊機構が形成されないこととしているが、終局耐力に対して妥当な

安全裕度を有する許容限界を用いた評価から変更した理由と妥当性について、整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）（審査会合における指摘事項への回答）
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（火山））
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） 審査会合コメント回答
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））